

平成 31 年 3 月 20 日

薬事・食品衛生審議会

食品衛生分科会長 村田 勝敬 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会長 穂山 浩

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会

農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 31 年 2 月 20 日付け厚生労働省発生食 0220 第 3 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくテトラジホンに係る食品中の農薬の残留基準の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

テトラジホン

今般の残留基準の検討については、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：テトラジホン[Tetradifon (ISO)]

(2) 用 途：殺ダニ剤

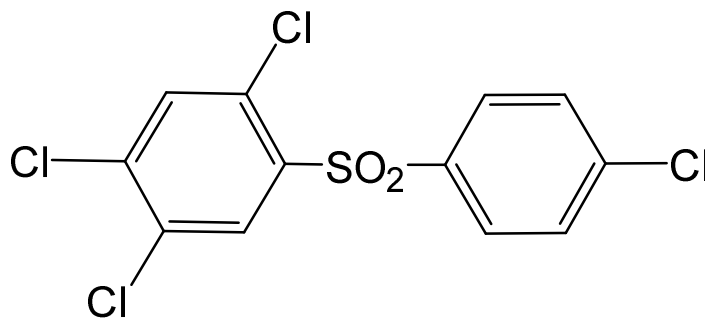
ジフェニルスルホン骨格の殺ダニ剤である。本剤はミトコンドリア ATP 合成酵素の活性阻害作用を持つとされているが、殺ダニ作用の発現メカニズムについては明確でない。

(3) 化学名及び CAS 番号

1, 2, 4-Trichloro-5-[(4-chlorophenyl) sulfonyl]benzene (IUPAC)

Benzene, 1, 2, 4-trichloro-5-[(4-chlorophenyl) sulfonyl]- (CAS : No. 116-29-0)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_6Cl_4O_2S$
分子量	356.05
水溶解度	6.0×10^{-5} g/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 4.6$

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 国内での使用方法

① 18.0%テトラジホン水和剤

作物名	適用	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テトラジホンを含む農薬の総使用回数
りんご なし	ハダニ類	500～1000倍	収穫30日前まで	2回以内	散布	2回以内
みかん	ミカンハダニ		収穫7日前まで			
メロン なす	ハダニ類		収穫3日前まで			

② 8.0%テトラジホン乳剤

作物名	適用	希釈倍数	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	テトラジホンを含む農薬の総使用回数
りんご なし	ハダニ類	500～1000倍	収穫30日前まで	2回以内	散布	2回以内
かんきつ	ミカンハダニ		収穫7日前まで			
すいか きゅうり なす いちご	ハダニ類		収穫3日前まで			
茶	カンザワハダニ		摘採30日前まで	1回		1回

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象物質

- ・テトラジホン

② 分析法の概要

試料からアセトンで抽出し、ベンゼン、*n*-ヘキサン又は*n*-ヘキサン・ジエチルエーテル（1：1）混液に転溶する。フロリジルカラム、多孔性ケイソウ土カラム及びフロリジルカラム又はグラファイトカーボン・NH₂・シリカゲル積層カラムを用いて精製した後、電子捕獲型検出器付きガスクロマトグラフ（GC-ECD）で定量する。

茶浸出液については、試料からアセトン及び*n*-ヘキサンで抽出し、またはアセトン及び酢酸亜鉛を加えて脱タンニン処理をした後*n*-ヘキサンに転溶し、フロリジル

カラムを用いて精製する。あるいは、試料を多孔性ケイソウ土カラム及びフロリジ
ルカラムを用いて精製する。GC-ECDで定量する。

定量限界：0.001～0.05 mg/kg

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. ADI 及び ARfD の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第2項の規定に基づき、食品安全委
員会あて意見を求めたテトラジホンに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評
価されている。

(1) ADI

無毒性量：1.39 mg/kg 体重/day

（動物種） 雄ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性/発がん性併合試験

（期間） 2年間

安全係数：100

ADI：0.013 mg/kg 体重/day

ラットを用いた2年間慢性毒性/発がん性併合試験において、雌雄で甲状腺ろ胞腺腫の
発生数増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価
に当たり閾値を設定することは可能と考えられた。

(2) ARfD 設定の必要なし

テトラジホンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められな
かったため、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。

5. 諸外国における状況

JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、カナダにおいて
かぼちゃ、りんご等に基準値が設定されている。

6. 基準値案

(1) 残留の規制対象

テトラジホンとする。

なお、食品安全委員会は、食品健康影響評価において、農産物中の暴露評価対象物質をテトラジホン（親化合物のみ）としている。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

① 長期暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下のとおりである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	TMDI/ADI (%) ^{注)}
国民全体 (1歳以上)	20.4
幼小児 (1～6歳)	60.3
妊婦	16.4
高齢者 (65歳以上)	25.7

注) 各食品の平均摂取量は、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算式：基準値案×各食品の平均摂取量

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

テトラジホンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
なす (果実)	1	8.0%乳剤	200倍散布 200 L/10 a	2	3, 7, 10	圃場A:0.390 (#) 注2)
	1		200倍散布 128~260 L/10 a	2	3, 7, 10	圃場A:0.350 (#)
	2		500倍散布 200, 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.092 圃場B:0.188
	2	18.0%水和剤	500倍散布 300 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.44 圃場B:0.32
きゅうり (果実)	2	8.0%乳剤	200倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.17 (#) 圃場B:0.25 (#)
	1		500倍散布 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.082
	1		500倍散布 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.265
	2		500倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.028 圃場B:0.040
	2		500倍散布 200~250, 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.104 圃場B:0.108
	2		500倍散布+展着剤AKD-9060加用 250 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.074 (#) 圃場B:0.260 (#)
	2		500倍散布+展着剤サ72000倍 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.040 (#) 圃場B:0.057 (#)
すいか (果肉)	2	8.0%乳剤	500倍散布 150 L/10 a	2	3, 7, 14 5, 9, 15	圃場A:0.004 圃場B:0.003 (2回, 9日)
	2		200倍散布 300, 200 L/10 a	2	7, 14	圃場A:<0.01 (#) 圃場B:<0.01 (#)
	2		500倍散布 200, 213 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:<0.005 圃場B:<0.005
	3		500倍散布 233~283 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01 圃場C:<0.01
すいか (果実)	3	8.0%乳剤	500倍散布 233~283 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.04 圃場B:0.07 圃場C:0.11
メロン (果肉)	2	8.0%乳剤	200倍散布 300 L/10 a	2	7	圃場A:0.04 (#) 圃場B:<0.01 (#)
	2	18.0%水和剤	500倍散布 200, 350 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.032 圃場B:0.022
	3		500倍散布 278, 280 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.03 (2回, 14日) 圃場B:0.02 圃場C:<0.01
メロン (果実)	3	18.0%水和剤	500倍散布 278, 280 L/10 a	2	7, 14, 21	圃場A:0.80 圃場B:1.16 圃場C:0.72
温州みかん (果肉)	2	6.5%乳剤	600倍散布 500 L/10 a ※展着剤へタンV600倍加用	2	30, 30*	圃場A:<0.01 (2回, 30*日) (#) 圃場B:<0.01 (2回, 30*日) (#)
	2	8.0%乳剤	200倍散布 580 L/10 a	2, 4 1, 3	9, 20, 31 40, 49, 168	圃場A:0.014 (2回, 31日) (#) 圃場B:0.002 (1回, 168日) (#)
	2		500倍散布 600, 500 L/10 a	2	30, 47, 60 30, 44, 59	圃場A:0.012 圃場B:0.016
	2	10.0%水和剤	800倍散布 500 L/10 a	2	31, 45 30, 45	圃場A:<0.01 (2回, 31日) (#) 圃場B:<0.01 (2回, 30日) (#)
	2	18.0%水和剤	500倍散布 400, 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.203 (2回, 28日) 圃場B:0.113 (2回, 42日)
	2	6.5%乳剤	600倍散布 500 L/10 a ※展着剤へタンV600倍加用	2	30, 30*	圃場A:1.89 (2回, 30*日) (#) 圃場B:1.36 (2回, 30*日) (#)
温州みかん (果皮)	2	8.0%乳剤	200倍散布 580 L/10 a	2, 4 1, 3	9, 20, 31 40, 49, 168	圃場A:1.96 (2回, 31日) (#) 圃場B:0.062 (1回, 168日) (#)
	2		500倍散布 600, 500 L/10 a	2	30, 47, 60 30, 44, 59	圃場A:2.58 圃場B:2.06 (2回, 44日)
	2	10.0%水和剤	800倍散布 500 L/10 a	2	31, 45 30, 45	圃場A:1.80 (2回, 31日) (#) 圃場B:1.54 (2回, 30日) (#)
	2	18.0%水和剤	500倍散布 400, 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:3.10 (2回, 28日) 圃場B:3.70 (2回, 42日)

テトラジホンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
温州みかん (果実)	2	6.5%乳剤	600倍散布 500 L/10 a ※展着剤ベタンV600倍加用	2	30, 30*	圃場A:0.499 (2回, 30*日) (#) 注3) 圃場B:0.253 (2回, 30*日) (#) 注3)
	2	8.0%乳剤	200倍散布 580 L/10 a	2, 4 1, 3	9, 20, 31 40, 49, 168	圃場A:0.403 (2回, 31日) (#) 注3) 圃場B:0.014 (1回, 168日) (#) 注4)
	2		500倍散布 600, 500 L/10 a	2	30, 47, 60 30, 44, 59	圃場A:0.489 注3) 圃場B:0.441 (2回, 44日) 注3)
	2	10.0%水和剤	800倍散布 500 L/10 a	2	31, 45 30, 45	圃場A:0.296 (2回, 31日) (#) 注3) 圃場B:0.255 (2回, 30日) (#) 注3)
	2	18.0%水和剤	500倍散布 400, 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.896 (2回, 28日) 注3) 圃場B:0.796 (2回, 28日) 注3)
	2	8.0%乳剤	500倍散布 500, 700 L/10 a	2	30, 45, 59 30, 45, 60	圃場A:<0.01 圃場B:<0.01
なつみかん (果肉)	2	18.0%水和剤	500倍散布 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.010 (2回, 28日) (#) 圃場B:0.012 (2回, 42日) (#)
	2	8.0%乳剤	500倍散布 500, 700 L/10 a	2	30, 45, 59 30, 45, 60	圃場A:3.62 圃場B:1.06 (2回, 45日)
なつみかん (果皮)	2	18.0%水和剤	500倍散布 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:2.26 (2回, 28日) (#) 圃場B:1.89 (2回, 42日) (#)
	2	8.0%乳剤	500倍散布 500, 700 L/10 a	2	30, 45, 59 30, 45, 60	圃場A:0.95 圃場B:0.37
なつみかん (果実)	2	18.0%水和剤	500倍散布 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.66 (2回, 28日) (#) 圃場B:0.56 (2回, 42日) (#)
	1	8.0%乳剤	500倍散布 500 L/10 a	2	30, 45, 60	圃場A:0.66
かぼす (果実)	1	18.0%水和剤	500倍散布 400 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.32 (2回, 56日) (#)
	1	8.0%乳剤	500倍散布 500 L/10 a	2	30, 45, 60	圃場A:0.66
すだち (果実)	1	18.0%水和剤	500倍散布 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.56 (2回, 28日) (#)
	1	8.0%乳剤	500倍散布 550 L/10 a	2	30, 45, 60	圃場A:0.44 (2回, 45日)
りんご (果実)	2	8.0%乳剤	200倍散布 600, 500~600 L/10 a	1, 2	59 30	圃場A:0.123 (#) 圃場B:0.574 (#)
	2		500倍散布 500 L/10 a	2	30, 45, 60 31, 46, 60	圃場A:0.480 圃場B:0.492 (2回, 31日)
	2	18.0%水和剤	500倍散布 400, 700 L/10 a	2	27, 41, 55	圃場A:0.540 (2回, 41日) 圃場B:0.694 (2回, 41日)
	2		500倍散布 500 L/10 a	2	30, 45, 60	圃場A:0.62 (2回, 45日) 圃場B:0.38 (2回, 45日)
	2		500倍散布 500 L/10 a	2	28, 42, 56	圃場A:0.62 (2回, 28日) 圃場B:0.64 (2回, 42日)
なし (果実)	2	8.0%乳剤	200倍散布 500 L/10 a	2	30 29	圃場A:0.16 (#) 圃場B:0.42 (#)
	2		500倍散布 400 L/10 a	2	30, 45, 60	圃場A:0.10 圃場B:0.152
	2		500倍散布 700, 400 L/10 a	2	14, 21, 28	圃場A:0.35 (2回, 28日) 圃場B:0.12 (2回, 28日)
	2		500倍散布 400, 500 L/10 a	2	14, 21, 28	圃場A:0.310 (2回, 28日) 圃場B:0.115 (2回, 28日)
	2		500倍+ブテホー1000倍 700, 400 L/10 a散布	2	14, 21, 28	圃場A:0.20 (2回, 28日) (#) 圃場B:0.17 (2回, 28日) (#)
	2		500倍散布+展着剤ササ 2000倍 400, 500 L/10 a	2	14, 21, 28	圃場A:0.242 (2回, 28日) (#) 圃場B:0.103 (2回, 28日) (#)
	2		18.0%水和剤	500倍散布 500, 400 L/10 a	2	21, 28, 42 20, 27, 41
いちご (果実)	2	8.0%乳剤	200倍散布 200 L/10 a	2, 3	3, 7, 10	圃場A:0.329 (#) 圃場B:0.199 (#)
	2		500倍散布 200 L/10 a	2	1, 3, 7	圃場A:0.168 圃場B:0.216 (2回, 7日)
茶 (荒茶)	2	8.0%乳剤	200倍散布 200 L/10 a	1, 2 1	7, 14, 21	圃場A:0.47 (1回, 21日) (#) 圃場B:0.30 (1回, 21日) (#)
	2		500倍散布 400 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A:0.12 圃場B:0.30
	2		500倍散布 400 L/10 a	1	14, 21, 30	圃場A:0.30 圃場B:0.27

テトラジホンの作物残留試験一覧表 (国内)

農作物	試験圃場数	試験条件				残留濃度 (mg/kg) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
茶 (浸出液)	2	8.0%乳剤	200倍散布	1, 2	7, 14, 21	圃場A:0.12 (1回, 21日) (#)
			200 L/10 a	1		圃場B:0.03 (1回, 21日) (#)
	500倍散布		1	14, 21, 30	圃場A:<0.05	
	400 L/10 a		1		圃場B:<0.05	
	500倍散布		1	14, 21, 30	圃場A:<0.05	
	400 L/10 a		1		圃場B:<0.05	

注1) 当該農薬の登録又は申請された適用の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大使用条件下の作物残留試験）を複数の圃場で実施し、それぞれの試験から得られた残留濃度の最大値を示した。

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留濃度が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留濃度が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#)印で示した作物残留試験成績は、登録又は申請された適用の範囲内で行われていないことを示す。また、適用範囲内ではない試験条件を斜体で示した。

注3) 作物残留試験において測定した果肉及び外果皮の重量比のデータから、果実全体の残留濃度を算出した。

注4) 果肉及び外果皮の重量比が不明のため、過去の作物残留試験等のデータから、それぞれ果肉80%及び外果皮20%として果実全体の残留濃度を算出した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		5				
大豆		5				
小豆類		5				
えんどう		5				
そら豆		5				
その他の豆類		5				
ばれいしょ		5				
さといも類(やつがしらを含む。)		5				
かんしょ		5				
やまいも(長いもをいう。)		5				
こんにゃくいも		5				
その他のいも類		5				
てんさい		5				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		1				
かぶ類の根		1				
かぶ類の葉		1				
西洋わさび		1				
クレソン		1				
はくさい		1				
キャベツ		1				
芽キャベツ		1				
ケール		1				
こまつな		1				
きょうな		1				
チンゲンサイ		1				
カリフラワー		1				
ブロッコリー		1				
その他のあぶらな科野菜		1				
ごぼう		1				
サルシフィー		1				
アーティチョーク		1				
チコリ		1				
エンダイブ		1				
しゅんぎく		1				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		1				
その他のきく科野菜		1				
たまねぎ		1				
ねぎ(リーキを含む。)		1				
にんにく		1				
にら		1				
アスパラガス		1				
わけぎ		1				
その他のゆり科野菜		1				
にんじん		1				
パースニップ		1				
パセリ		1				
セロリ		1				
みつば		1				
その他のせり科野菜		1				
トマト		1				
ピーマン		1				
なす	1	1	○			0.32,0.44
その他のなす科野菜		1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	1	○			0.028~0.265(\$)(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		1				
しろうり	0.3	1	○			0.04,0.07,0.11
すいか		1				
すいか(果皮を含む。)	2	1	○			0.72,0.80,1.16
メロン類果実		1				
メロン類果実(果皮を含む。)		1	○			
まくわうり		1				
その他のうり科野菜		1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		1				
しょうが		1				
未成熟えんどう		1				
未成熟いんげん		1				
えだまめ		1				
マッシュルーム		1				
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜		1				
みかん	2	3	○			0.796,0.896
みかん(外果皮を含む。)		3				
なつみかんの果実全体	2	3	○			0.37,0.95
レモン	2	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2	3	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2	3	○			0.66(かぼす),0.44(すだち)
りんご	1	1	○			0.38~0.694(n=6)
日本なし	1	1	○			0.312, 0.318
西洋なし	1	1	○			(日本なし参照)
マルメロ		1				
びわ		1				
もも		1				
ネクタリン		1				
あんず(アブリコットを含む。)		1				
すもも(プルーンを含む。)		1				
うめ		1				
おうとう(チェリーを含む。)		1				
いちご	0.7	1	○			0.168,0.216(\$)
ラズベリー		1				
ブラックベリー		1				
ブルーベリー		1				
クランベリー		1				
ハックルベリー		1				
その他のベリー類果実		1				
ぶどう		1				
かき		1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ		1				
キウイ		1				
パパイヤ		1				
アボカド		1				
パイナップル		5				
グアバ		1				
マンゴー		1				
パッションフルーツ		1				
なつめやし		1				
その他の果実		1				
ひまわりの種子		1				
ごまの種子		1				
べにばなの種子		1				
綿実		1				
なたね		1				
その他のオイルシード		1				
ぎんなん		1				
くり		1				
ペカン		1				
アーモンド		1				
くるみ		1				
その他のナッツ類		1				
茶	0.7	1	○			0.12~0.30(\$)(n=4)(荒茶)
ホップ		60				
その他のスパイス	10	5	○			3.10,3.70(温州みかん(果皮))
スペアミント		100				
ペパーミント		100				
その他のハーブ(スペアミント及びペパーミントを除く。)		1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値(暫定基準)については、網をつけて示した。
「登録有無」の欄に「○」の記載があるものは、国内で農薬等としての使用が認められていることを示している。
(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

テトラジホンの推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	国民全体 (1歳以上) TMDI	小児 (1~6歳) TMDI	妊婦 TMDI	高齢者 (65歳以上) TMDI
なす	1	12.0	2.1	10.0	17.1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5	10.4	4.8	7.1	12.8
すいか (果皮を含む。)	0.3	2.3	1.7	4.3	3.4
メロン類果実 (果皮を含む。)	2	7.0	5.4	8.8	8.4
みかん (外果皮を含む。)	2	35.6	32.8	1.2	52.4
なつみかんの果実全体	2	2.6	1.4	9.6	4.2
レモン	2	1.0	0.2	0.4	1.2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2	14.0	29.2	25.0	8.4
グレープフルーツ	2	8.4	4.6	17.8	7.0
ライム	2	0.2	0.2	0.2	0.2
その他のかんきつ類果実	2	11.8	5.4	5.0	19.0
りんご	1	24.2	30.9	18.8	32.4
日本なし	1	6.4	3.4	9.1	7.8
西洋なし	1	0.6	0.2	0.1	0.5
いちご	0.7	3.8	5.5	3.6	4.1
茶	0.7	4.6	0.7	2.6	6.6
その他のスパイス	10	1.0	1.0	1.0	2.0
計		145.8	129.4	124.7	187.5
ADI比 (%)		20.4	60.3	16.4	25.7

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

TMDI試算値: 基準値案×各食品の平均摂取量

(参考)

これまでの経緯

昭和32年	3月18日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成22年	9月9日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成30年	9月4日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成31年	2月20日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成31年	2月22日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穂山 浩	国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝	埼玉県衛生研究所副所長（兼）食品微生物検査室長
井之上 浩一	立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
大山 和俊	一般財団法人残留農薬研究所化学部長
折戸 謙介	麻布大学獣医学部生理学教授
魏 民	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	元 一般財団法人残留農薬研究所理事
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
瀧本 秀美	国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 国立健康・栄養研究所栄養疫学・食育研究部長
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部特任教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部長
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

テトラジホン

食品名	残留基準値 ppm
なす	1
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.5
すいか(果皮を含む。)	0.3
メロン類果実(果皮を含む。)	2
みかん (外果皮を含む。)	2
なつみかんの果実全体	2
レモン	2
オレンジ (ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	2
ライム	2
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	2
りんご	1
日本なし	1
西洋なし	1
いちご	0.7
茶	0.7
その他のスパイス ^{注2)}	10

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。